（認定管理統括貨客輸送事業者の認定の申請）

第十五条　法第百三十条第一項の規定により認定管理統括貨客輸送事業者の認定を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第九による申請書及びその写し各一通を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の認定の申請に係る申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第百三十条第一項の定めに照らしてその内容を審査し、同項の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十条第一項の規定に基づき認定する。」

3　国土交通大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（法第百三十条第一項第一号の国土交通省令で定める要件）

第十六条　法第百三十条第一項第一号の国土交通省令で定める要件は、密接関係貨客輸送事業者との間に次に掲げるエネルギー管理等に関する取決めを行っていることとする。

一　貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の取組方針

二　貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進するための体制

三　貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理する方法

（令第十五条第一項の車両数に換算した数）

第十七条　令第十五条第一項の車両数に換算した数は、貨物輸送事業者である場合にあっては令第十条の表の上欄に掲げる貨物の輸送の区分ごとに同表の中欄に掲げる数を同表の下欄に掲げる数で除して得た数に同表の上欄に掲げる貨物の輸送の区分が鉄道による貨物の輸送であるものの下欄に掲げる基準（次項において「基準」という。）を乗じた数とする。

2　令第十五条第一項の車両数に換算した数は、旅客輸送事業者である場合にあっては令第十四条の表の上欄に掲げる旅客の輸送の区分ごとに同表の中欄に掲げる数を同表の下欄に掲げる数で除して得た数に基準を乗じた数とする。

（認定管理統括貨客輸送事業者の認定の取消しを行う場合の手続）

第十八条　国土交通大臣は、法第百三十条第二項の規定に基づき、法第百三十条第一項の認定を受けた者の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を様式第十一による書面により当該認定を受けた者に通知するものとする。

（認定管理統括貨客輸送事業者の中長期的な計画の提出）

第十九条　法第百三十一条の規定による計画（次項において単に「計画」という。）の提出は、毎年度六月末日までに、様式第十二による計画書一通により行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、計画を提出する年度の四月一日前に終了した直近の事業年度（以下「申請前事業年度」という。）に係るエネルギーの使用に係る原単位を申請前事業年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前事業年度の一事業年度前の事業年度（以下「申請前々事業年度」という。）に係るエネルギーの使用に係る原単位を申請前々事業年度の四事業年度前の事業年度に係るエネル

（新設）

（新設）

（新設）